

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【四半期会計期間】 第191期第2四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 富士紡ホールディングス株式会社

【英訳名】 Fujibo Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中野光雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号

【電話番号】 東京(03)3665-7641

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 野口篤謙

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号

【電話番号】 東京(03)3665-7641

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 野口篤謙

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

富士紡ホールディングス株式会社 大阪支社
(大阪市中央区本町一丁目8番12号(日本生命堺筋本町ビル))

(上記の大阪支社は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第190期 第2四半期 連結累計期間	第191期 第2四半期 連結累計期間	第190期 第2四半期 連結会計期間	第191期 第2四半期 連結会計期間	第190期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	15,947	17,962	8,471	9,131	33,558
経常利益 (百万円)	1,267	1,756	948	955	2,922
四半期(当期)純利益 (百万円)	368	563	218	236	753
純資産額 (百万円)			12,053	12,510	12,462
総資産額 (百万円)			43,756	41,547	42,796
1株当たり純資産額 (円)			112.98	119.27	116.92
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	3.47	5.34	2.06	2.25	7.09
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)					
自己資本比率 (%)			27.4	30.0	29.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	964	1,253			4,045
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,044	512			1,555
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,007	2,254			3,296
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			4,350	3,100	4,628
従業員数 (人)			1,524	1,466	1,497

(注) 1 売上高には、消費税等は含んでいない。

2 印は、減少額である。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。
また、主要な関係会社における異動もない。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,466(115)
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外からの出向者を含む)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、季節社員及び待遇社員)は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	58(6)
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者は除き、他社からの出向者を含む)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、季節社員及び待遇社員)は、当第2四半期会計期間の平均人員を()外数で記載している。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次の通りである。

セグメントの名称	金額(百万円)
繊維事業	1,439
研磨材事業	2,549
化学工業品事業	1,592
その他	426
合計	6,007

- (注) 1 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については消去していない。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次の通りである。

セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
研磨材事業	2,290	697
化学工業品事業	1,519	1,333
その他	223	47

- (注) 1 セグメント間の取引については消去していない。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りである。

セグメントの名称	金額(百万円)
繊維事業	3,723
研磨材事業	2,476
化学工業品事業	1,592
その他	1,338
合計	9,131

- (注) 1 セグメント間の取引については消去している。
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りである。

相手先	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
住友商事ケミカル㈱	1,014	12.0	1,117	12.2

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

なお、重要事象等は存在していない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものである。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策と輸出により企業収益が改善し、景気の自律的な回復の兆しが見られたものの、引き続き厳しい雇用情勢、所得環境に加え、急激な円高進行や株価低迷などにより国内景気の減速感が強まるという状況の中で推移した。

このような経営環境の下、当フジボウグループは、「B・V・D」ブランドのインナーウェアなどの繊維製品事業と超精密加工用研磨材の研磨材事業、機能化学品および医薬中間体などの受託製造の化学工業品事業を中心に開発、拡販に努めた。

この結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は9,131百万円(前年同期比660百万円、7.8%の増収)で、営業利益は1,020百万円(前年同期比24百万円、2.3%の減益)、経常利益は955百万円(前年同期比6百万円、0.7%の増益)となった。また四半期純利益は、236百万円(前年同期比17百万円、8.2%の増益)となった。

セグメントの業績は以下の通りである。

繊維事業

製品事業の主要ブランドである「B・V・D」では、個人消費低迷の影響が続くなど厳しい環境が続いたが、メンズインナーのベーシックな商品の良さが再認識されたほか、機能性やデザイン性を重視した商品アイテムの拡大と積極的な広告宣伝や販促活動により、前年同期比増収・増益となった。

紡績部門、テキスタイル部門は、減収とはなったが構造改革効果と開発素材の製販一体となった営業努力が実り、増益となった。

この結果、売上高は3,723百万円となり、営業利益は132百万円となった。

研磨材事業

主力の超精密加工用研磨材は、評価設備の導入によりユーザーニーズに迅速かつ総合的に対応する体制を充実させたことにより、半導体デバイス用途(CMP)は拡販したが、液晶ガラス・ハードディスク用途はユーザー業界の生産調整の影響もあり伸び悩み、全体としては減収・減益となった。

この結果、売上高は2,476百万円となり、営業利益は637百万円となった。

化学工業品事業

機能化学品および医薬中間体などの受託製造は、良好な需給バランスを背景とした堅調な受注に加え、自動車産業の回復基調を受けた関連製品受注の上乗せによりフル操業を続けることができた。新工場の増産効果も業績に貢献し、増収・増益となった。

この結果、売上高は1,592百万円となり、営業利益は212百万円となった。

その他

自動車関連部門、精製部門、電子機器製品の産業用プリント基板および化成品などの事業は、受注環境が改善したことなどから収益が改善し、増収・増益となった。

この結果、売上高は1,338百万円となり、営業利益は37百万円となった。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は前連結会計年度末に比べて8.0%減少し、16,068百万円となった。これは、現金及び預金が1,528百万円減少したことなどによる。前連結会計年度末に比べて有形固定資産は増加したが、投資その他の資産が減少したため、固定資産合計では若干増加の25,478百万円となった。

この結果、総資産は前連結会計年度末に比べて2.9%減少し、41,547百万円となった。

(負債)

流動負債は前連結会計年度末に比べて5.5%減少し、16,464百万円となった。これは、設備関係支払手形が596百万円増加したが、短期借入金が1,385百万円、未払法人税等が488百万円減少したことなどによる。固定負債は前連結会計年度末比2.7%減少し、12,571百万円となった。これは、資産除去債務が193百万円増加したが、長期借入金が421百万円、退職給付引当金が217百万円減少したことなどによる。

この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べて4.3%減少し、29,036百万円となった。

(純資産)

純資産合計は前連結会計年度末に比べて0.4%増加し、12,510百万円となった。これは、四半期純利益563百万円が増加したが、剰余金の配当の実施212百万円、自己株式の取得208百万円、評価換算差額等の減少100百万円などがあったことによる。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動により資金が1,582百万円増加し、設備投資等の投資活動により資金が279百万円、借入金の返済および自己株式の取得等の財務活動により資金が1,110百万円それぞれ減少し、結果、四半期末の現金及び現金同等物は前年同期比1,250百万円減少の3,100百万円となった。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下の通りである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同期比156百万円増加の1,582百万円となった。これは、税金等調整前四半期純利益513百万円、減価償却費420百万円、固定資産処分損335百万円、仕入債務の増加221百万円等の収入があった一方、売上債権の増加185百万円、たな卸資産の増加107百万円等の支出があったことによる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同期比77百万円減少の279百万円となった。これは、主として研磨材事業および化学工業品事業などに対する設備投資により、固定資産取得による支出が245百万円あったことによる。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、前年同期比269百万円増加の1,110百万円となった。これは、主として借入金の返済および自己株式の取得に充てたものである。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次の通りである。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えている。

当社は、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えている。また、当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではない。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくない。

当社株式の大規模買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになる。

また、外部者である買収者が大規模買付を行う場合に、株主が最善の選択を行うためには、買収者の属性、大規模買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報を把握した上で、大規模買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある。かかる情報が明らかにされないまま大規模買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性がある。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考える。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

ア．当社の企業価値の源泉について

当社は、富士山を望む静岡小山の地に誕生して一世紀余りにわたり、繊維メーカーとしての長い歴史の中で培ったテクノロジーとマーケティングを融合し、人々のニーズを満足させる新しい繊維を続々と世に送り出してきた。現在、当社の事業は、繊維関連事業のみならず、成長著しいIT・医療分野・自動車関連などの非繊維事業まで、人を包む繊維から、人を取り巻くあらゆる環境へと広がっている。当社グループでは、「私たちは一世紀を超える歴史の中で培った技術と経験を生かし、つねに時代が求める新しい技術・製品を提供することで先端産業を支え、人・社会・地球にとってより豊かな未来の創造に貢献し続けます。」を企業理念として、継続的な企業価値の向上を目指している。

当社グループの企業価値の源泉は、技術力と経験・知見、開発力、ブランド力、優秀な従業員等にある。

具体的には、第一に、創業以来培ってきた繊維関連の技術力と豊富な経験・知見は、数多くのお客様から高い評価を得ている。また、近年では繊維関連の不織布事業から派生した超精密加工用研磨材の製造に関する技術力・品質管理能力が世界各国のお客様に認められている。さらに、医薬中間体等を製造する技術力・ノウハウがファインケミカル分野で高く評価されている。

第二に、お客様のニーズに即した技術・製品の開発力が当社グループの企業価値の源泉となっている。特に超精密加工用研磨材分野の製品開発においては、お客様とともに開発することでお客様の満足度の向上に努めている。

第三に、一世紀以上にわたる当社グループの歴史が培った「フジボウ」ブランドは、繊維業界ではその技術力と高い品質に裏打ちされた信頼できるブランドとして確固たる地位を築いてきた。また、米国で130年以上、日本においても30年以上の歴史を誇る「B・V・D」ブランドは紳士肌着分野では多くのファンを獲得しており、企業価値の源泉として位置づけている。

第四に、創業以来お客様とともに成長・進化してきた経験と専門知識を有する人材は、当社グループの企業価値の源泉と考えている。当社グループでは労使の相互信頼を重視し、ステークホルダーとしての従業員との信頼関係を構築している。

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続して発展させていくことが、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えている。

イ．企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の向上に向けた取組みとして、平成19年3月期(2006年度)を初年度とし平成23年3月期(2010年度)を最終年度とする、5ヵ年の中期経営計画『変身06-10』を策定している。当該中期経営計画においては、事業ポートフォリオの再構築、技術力を核とした競争力強化、キャッシュ・フロー経営、成長市場での新事業創出、財務体質の強化、経営システム改革を経営戦略に掲げて、より一層の企業価値の向上に取り組んでいる。

今後は、将来の収益基盤強化のために、各事業単位の中での選択と集中によりさらに『変身』を推し進めるとともに、事業戦略の一つ一つを着実に実施する。

ウ．コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の効率性の追求と健全性の確保により企業価値・株主共同の利益の向上を図ることを最優先の目標として、公正かつ透明性の高い健全な経営を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの向上と企業倫理の高揚に取り組んできた。

当社の経営機関制度としては、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関および監督機関として取締役会、監査機関として監査役会がある。監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、社外監査役は、専門的かつ客観的、第三者的立場から監査している。さらに、意思決定機関を強化するものとして経営会議を設置している。経営会議は、会社の経営方針および全社的な執行方針の協議を目的とし、方針決定過程の透明性を高め、決定した方針事項の迅速かつ確実な周知、激変する環境への迅速な対応を図っている。また、平成17年6月より執行役員制度を導入して、監督と執行の分離と業務執行のスピード化を図っている。

また、当社では、企業の社会的責任の重要性を認識し、社会のルールや法令遵守のもと社会的良識をもって行動することを明記した「富士紡グループ行動憲章」を制定している。さらに、コンプライアンス・プログラムを每期策定するとともに、具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを作成し周知・徹底を図っている。万一、コンプライアンス上疑義ある行為が行われ、また行われようとすることに気付いた者は、社内通報制度「企業倫理ホットライン」により、社外の顧問弁護士などに通報することができる体制を採用している。また、経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的に内部監査室を設置している。

当社は、引き続き、以上の諸施策を推進・実行し、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、さらなる当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に繋げていく所存である。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

ア．本プランの目的

当社は、平成19年11月30日開催の当社取締役会において、上記(1)の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「旧プラン」という。)を導入することを決定し、同日付で公表した。当社は、その後の買収防衛策の導入・運用の実態などを踏まえ、平成20年5月13日開催の取締役会において、平成20年6月27日開催の定時株主総会の承認を条件として、旧プランを一部変更し継続することを決定し(当該一部変更後の旧プランを以下「本プラン」という。)、上記定時株主総会において承認を得た。

なお、上記定時株主総会に旧プランの一部変更および継続に関する承認議案を付議することを決定した取締役会には、当社監査役4名(うち2名は社外監査役)の全員が出席し、全ての監査役から、本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛同する旨の意見を受けている。本プランの詳細については、当社ホームページ(<http://www.fujibo.co.jp/>)上の平成20年5月13日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の一部変更について」を参照されたい。

イ．本プランの概要

本プランに基づく対抗措置の実施の対象となる買付行為

本プランにおいては、次の(イ)もしくは(ロ)に該当する行為またはこれらに類似する行為(ただし、当社取締役会が予め承認したものを除く。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」という。)がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が実施されることがある。

(イ)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

(ロ)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本プランの内容(大規模買付行為がなされた場合の対応)

(イ)大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた手続(以下「大規模買付ルール」という。)に従う旨の誓約等の当社が定める一定の事項を日本語で記載した「意向表明書」を提出することとする。

(ロ)大規模買付者に対する当社取締役会による必要情報リストの事前提出

当社は、大規模買付者に対して、意向表明書が提出された日から10営業日以内に、提供すべき情報を記載した「必要情報リスト」を発送する。

(ハ)大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者は、上記の必要情報リストに従い当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の判断ならびに当社取締役会および独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された「本必要情報」を提供することとする。

(二) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大規模買付者から本必要情報を記載した書面が提出された場合には、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内に(原則として30日を上限とする。)大規模買付者の買付内容に対する意見、その根拠資料、および代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するように要求することがある。

(ホ) 独立委員会による内容検討・勧告

独立委員会は、大規模買付者および当社取締役会からの情報・資料等の提供が全て完了した日から原則として60日間の独立委員会検討期間内において大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の買付内容の検討、当社取締役会策定の代替案の検討および大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行う。大規模買付者は、独立委員会検討期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできないものとする。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置を実施することを勧告する。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合でも、大規模買付者による大規模買付行為が一定の要件に該当すると認められる場合には、対抗措置の実施を当社取締役会に勧告する。

また、独立委員会は、対抗措置の実施を勧告するには至らないものの、合理的な理由により株主意思確認総会を開催することが相当であると判断した場合には、株主意思確認総会の招集を当社取締役会に勧告する。

(ヘ) 株主意思確認総会の開催(独立委員会による招集の勧告がある場合)

独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、対抗措置の実施の可否を問うために株主意思確認総会の招集手続を速やかに実施するものとする。当該株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によって決するものとする。

(ト) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の実施もしくは不実施等(対抗措置の中止を含む。)に関する勧告を受けた場合にはこれを最大限尊重して、または、株主意思確認総会の決議がなされた場合にはこれに従って、対抗措置の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとする。

対抗措置

本プランにおける対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、全ての株主に対して差別的行使条件および一部取得条項付新株予約権の無償割当てを行い、本プランに定める一定の要件に該当する大規模買付者およびその一定範囲の関係者以外の株主は当該新株予約権を行使することにより当社普通株式を取得し、または、かかる株主から当社が当該新株予約権を取得することによりその対価として当社普通株式を交付することができるものとする。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を実施することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が実施されることもある。

(4) 上記(2)の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的に、上記(2)の取組みを行ってきた。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の基本方針に資するものであると考えている。

従って、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

(5) 上記(3)の取組みについての当社取締役会の判断

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記(1)に記載した基本方針に沿って、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものである。

買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足している。

株主の意思を重視するものであること

上記(3)ア.の通り、本プランは、平成20年6月27日開催の定時株主総会において承認を得たものである。また、本プランの有効期間は平成23年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとされており、以後、かかる有効期間の延長については、3年ごとの定時株主総会において、本プランの有効期間の延長に関する承認議案について、株主の賛同が得られることを条件としている。かかる議案について株主の賛同が得られなかった場合には、当該決議に従い本プランは速やかに廃止される。また、本プランは、大規模買付者が本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為を開始した場合において、独立委員会が合理的な理由により株主意思確認総会を開催することが相当であると判断した場合には、大規模買付者による大規模買付行為に対する対抗措置実施の是非について株主意思確認総会を開催することによって、株主の意思を直接確認することとしている。

このように、本プランの消長には、株主の意思が適切に反映されることとなっている。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置した。

かかる独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されている。

合理的な客観的実施要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保している。

第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができることとされている。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっている。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することが可能な仕組みとなっている。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、実施を阻止できない買収防衛策)ではなく、また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもない。

以上の通り、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は166百万円である。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であった、フジボウ愛媛(株)本社工場の研磨材製品製造設備の更新及び研究開発設備の新設については、平成22年9月に完了し、同月より稼働している。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	108,000,000	108,000,000	東京・大阪 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株である。
計	108,000,000	108,000,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年9月30日		108,000,000		5,400		

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,741	5.31
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	5,335	4.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	5,264	4.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	5,200	4.81
フジボウ共栄会	東京都中央区日本橋人形町1-18-12	3,433	3.17
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	3,225	2.98
旭硝子株式会社	東京都千代田区有楽町1-12-1	2,000	1.85
福岡務	埼玉県南埼玉郡宮代町	1,897	1.75
フジボウストックメイツ	東京都中央区日本橋人形町1-18-12	1,536	1.42
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	1,320	1.22
計		34,951	32.36

(注) 上記のほか当社所有の自己株式3,528,839株(3.26%)がある。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,528,000		
	(相互保有株式) 普通株式 7,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 103,708,000	103,708	
単元未満株式	単元未満株式 757,000		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	108,000,000		
総株主の議決権		103,708	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が「株式数(株)」に2,000株、「議決権の数(個)」に2個含まれている。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株主名簿上は当社の子会社柳井化学工業(株)名義となっているが、実質的には所有していない株式が「株式数(株)」に1,000株、「議決権の数(個)」に1個含まれている。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士紡ホールディングス(株)	東京都中央区日本橋 人形町1 - 18 - 12	3,528,000		3,528,000	3.26
(相互保有株式) カフラス(株)	長野県松本市 中央4 - 9 - 53	7,000		7,000	0.01
計		3,535,000		3,535,000	3.27

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	162	157	141	135	129	118
最低(円)	149	130	120	119	102	102

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はない。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,100	4,629
受取手形及び売掛金	8,418	8,342
商品及び製品	1,904	2,022
仕掛品	1,089	1,067
原材料及び貯蔵品	896	730
その他	671	674
貸倒引当金	11	11
流動資産合計	16,068	17,457
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,436	4,319
機械装置及び運搬具(純額)	4,202	4,315
土地	14,497	14,505
その他(純額)	516	279
有形固定資産合計	23,653	23,420
無形固定資産	282	190
投資その他の資産		
その他	1,557	1,740
貸倒引当金	14	12
投資その他の資産合計	1,542	1,727
固定資産合計	25,478	25,339
資産合計	41,547	42,796

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,658	4,706
短期借入金	8,027	9,412
未払法人税等	352	841
賞与引当金	536	520
設備関係支払手形	802	-
その他	2,088	1,933
流動負債合計	16,464	17,415
固定負債		
長期借入金	4,676	5,098
退職給付引当金	2,940	3,157
引当金	10	9
資産除去債務	193	-
その他	4,750	4,653
固定負債合計	12,571	12,918
負債合計	29,036	30,333
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,400	5,400
資本剰余金	0	0
利益剰余金	5,247	4,894
自己株式	351	143
株主資本合計	10,295	10,151
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	45	48
繰延ヘッジ損益	4	1
土地再評価差額金	2,172	2,173
為替換算調整勘定	41	40
評価・換算差額等合計	2,163	2,264
少数株主持分	51	47
純資産合計	12,510	12,462
負債純資産合計	41,547	42,796

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	15,947	17,962
売上原価	10,952	12,097
売上総利益	4,995	5,864
販売費及び一般管理費	3,623	3,979
営業利益	1,372	1,885
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	14	18
固定資産賃貸料	79	84
補助金収入	39	-
その他	20	19
営業外収益合計	157	124
営業外費用		
支払利息	159	124
固定資産賃貸費用	-	58
その他	102	70
営業外費用合計	261	252
経常利益	1,267	1,756
特別利益		
貸倒引当金戻入額	9	-
固定資産売却益	14	3
投資有価証券売却益	0	-
特別利益合計	24	3
特別損失		
固定資産処分損	201	354
減損損失	393	2
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	101
その他	-	117
特別損失合計	594	575
税金等調整前四半期純利益	697	1,184
法人税、住民税及び事業税	500	510
法人税等調整額	178	105
法人税等合計	321	615
少数株主損益調整前四半期純利益	-	568
少数株主利益	6	4
四半期純利益	368	563

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	8,471	9,131
売上原価	5,614	6,043
売上総利益	2,856	3,088
販売費及び一般管理費	1,812	2,067
営業利益	1,044	1,020
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	4	2
固定資産賃貸料	35	42
その他	10	12
営業外収益合計	51	58
営業外費用		
支払利息	79	58
固定資産賃貸費用	-	27
その他	67	38
営業外費用合計	146	124
経常利益	948	955
特別利益		
貸倒引当金戻入額	5	-
固定資産売却益	14	0
特別利益合計	20	0
特別損失		
固定資産処分損	196	335
減損損失	342	0
事業構造改善費用	-	101
その他	-	4
特別損失合計	538	442
税金等調整前四半期純利益	429	513
法人税、住民税及び事業税	441	415
法人税等調整額	235	140
法人税等合計	206	275
少数株主損益調整前四半期純利益	-	238
少数株主利益	4	1
四半期純利益	218	236

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	697	1,184
減価償却費	646	834
減損損失	393	2
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	101
貸倒引当金の増減額(は減少)	9	2
退職給付引当金の増減額(は減少)	13	217
受取利息及び受取配当金	17	20
支払利息	159	124
為替差損益(は益)	14	26
投資有価証券評価損益(は益)	-	11
投資有価証券売却損益(は益)	0	-
固定資産売却損益(は益)	14	3
固定資産処分損益(は益)	201	354
売上債権の増減額(は増加)	1,020	78
たな卸資産の増減額(は増加)	343	73
仕入債務の増減額(は減少)	165	162
その他	348	77
小計	1,560	2,332
利息及び配当金の受取額	17	20
利息の支払額	131	117
法人税等の支払額	482	982
営業活動によるキャッシュ・フロー	964	1,253
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,001	475
有形及び無形固定資産の売却による収入	4	5
有形固定資産の除却による支出	86	59
投資有価証券の取得による支出	4	4
投資有価証券の売却による収入	27	-
貸付金の回収による収入	16	17
その他	-	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,044	512
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	1,350
長期借入れによる収入	300	200
長期借入金の返済による支出	1,070	656
自己株式の取得による支出	0	208
配当金の支払額	212	212
リース債務の返済による支出	14	26
その他	8	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,007	2,254
現金及び現金同等物に係る換算差額	17	14
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,069	1,528
現金及び現金同等物の期首残高	5,420	4,628
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,350	3,100

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項なし。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用している。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益がそれぞれ7百万円減少し、税金等調整前四半期純利益が108百万円減少している。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示している。 2 四半期連結損益計算書「営業外費用」の「固定資産賃貸費用」は、前第2四半期連結累計期間は「営業外費用」の「その他」に含めて表示していたが、当第2四半期連結累計期間において営業外費用の総額の100分の20超となったため、区分掲記することとした。 なお、前第2四半期連結累計期間の「営業外費用」の「その他」に含まれる「固定資産賃貸費用」の金額は、44百万円である。

当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1 四半期連結貸借対照表「建物及び構築物」は、前第2四半期連結会計期間は「有形固定資産」の「その他」に含めて表示していたが、当第2四半期連結会計期間において資産の総額の100分の10超となったため、区分掲記することとした。 なお、前第2四半期連結会計期間の「有形固定資産」の「その他」に含まれる「建物及び構築物」の金額は、4,007百万円である。 2 四半期連結貸借対照表「機械装置及び運搬具」は、前第2四半期連結会計期間は「有形固定資産」の「その他」に含めて表示していたが、当第2四半期連結会計期間において資産の総額の100分の10超となったため、区分掲記することとした。 なお、前第2四半期連結会計期間の「有形固定資産」の「その他」に含まれる「機械装置及び運搬具」の金額は、3,381百万円である。 3 四半期連結貸借対照表「設備関係支払手形」は、前第2四半期連結会計期間は「支払手形及び買掛金」に含めて表示していたが、当第2四半期連結会計期間において負債及び純資産の合計額の100分の1超となったため、区分掲記することとした。 なお、前第2四半期連結会計期間の「支払手形及び買掛金」に含まれる「設備関係支払手形」の金額は、204百万円である。 4 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示している。 5 四半期連結損益計算書「営業外費用」の「固定資産賃貸費用」は、前第2四半期連結会計期間は「営業外費用」の「その他」に含めて表示していたが、当第2四半期連結会計期間において営業外費用の総額の100分の20超となったため、区分掲記することとした。 なお、前第2四半期連結会計期間の「営業外費用」の「その他」に含まれる「固定資産賃貸費用」の金額は、22百万円である。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっている。 なお、定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっている。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
原価差異の繰延処理	定期的な修繕が特定の四半期に行われるために発生する原価差異は、予定原価が年間を基礎に設定されており、原価計算期間末までに解消が見込まれるため、当該原価差異を流動負債として繰延べている。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 27,959百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 28,675百万円
2 偶発債務 連結会社以外の会社の銀行取引に対して債務保証を行っている。 カフラス株 40百万円	2 偶発債務 連結会社以外の会社の銀行取引に対して債務保証を行っている。 カフラス株 25百万円
3 受取手形割引高 179百万円	3 受取手形割引高 165百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 給料及び賃金 727百万円 退職給付費用 177	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 退職給付費用 226百万円
前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 給料及び賃金 366百万円 退職給付費用 83	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 退職給付費用 108百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末 残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係	現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末 残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係
現金及び預金勘定 4,350百万円	現金及び預金勘定 3,100百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 0	預入期間が3か月を超える定期預金 0
現金及び現金同等物 4,350百万円	現金及び現金同等物 3,100百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日
至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	108,000,000

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	3,528,839

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	212	2	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計
期間の末日後となるもの
該当事項なし。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	繊維事業 (百万円)	研磨材 事業 (百万円)	化学 工業品 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,732	2,507	1,327	903	8,471		8,471
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	0		13	15	(15)	
計	3,734	2,507	1,327	917	8,486	(15)	8,471
営業利益	6	838	167	17	1,029	15	1,044

(注) 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、製品等の種類に応じて繊維事業、研磨材事業、化学工業品事業、その他事業にセグメンテーションしている。

事業区分の変更

前第2四半期連結会計期間において区分掲記していた「自動車関連事業」は金額的重要性が低下したため、第1四半期連結会計期間より「その他事業」に含めて表示している。

各区分に属する主要な製品等の名称

これら事業区分に属する主要な製品等は次の通りである。

事業区分	主要製品名等
繊維	紡績糸、織物、編物、二次製品
研磨材	超精密加工用研磨材、不織布、合皮
化学工業品	化学工業製品
その他	車輻、自動車部品、電子機器製品、化成品、ボウリング場の経営

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	繊維事業 (百万円)	研磨材 事業 (百万円)	化学 工業品 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	7,555	4,245	2,464	1,682	15,947		15,947
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	3	0		26	30	(30)	
計	7,559	4,245	2,464	1,708	15,977	(30)	15,947
営業利益又は営業損失()	115	1,180	283	0	1,348	23	1,372

(注) 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、製品等の種類に応じて繊維事業、研磨材事業、化学工業品事業、その他事業にセグメンテーションしている。

事業区分の変更

前第2四半期連結累計期間において区分掲記していた「自動車関連事業」は金額的重要性が低下したため、第1四半期連結会計期間より「その他事業」に含めて表示している。

なお、当第2四半期連結累計期間の「その他事業」に含まれる「自動車関連事業」の売上高は807百万円、営業損失は18百万円である。

各区分に属する主要な製品等の名称

これら事業区分に属する主要な製品等は次の通りである。

事業区分	主要製品名等
繊維	紡績糸、織物、編物、二次製品
研磨材	超精密加工用研磨材、不織布、合皮
化学工業品	化学工業製品
その他	車輛、自動車部品、電子機器製品、化成品、ボウリング場の経営

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略している。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社は持株会社として製品・サービスについて国内及び国外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。

したがって、当社は製品・サービス別のセグメントから構成されており、「繊維事業」、「研磨材事業」、「化学工業品事業」の3つを報告セグメントとしている。

「繊維事業」は、紡績糸、織物及び編物などの素材から二次製品にいたる各種繊維工業品の製造、加工及び販売をしている。「研磨材事業」は、超精密加工用研磨材及び不織布の製造及び販売をしている。「化学工業品事業」は、化学工業製品の製造及び販売をしている。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益計算書計上額(注)3
	繊維事業	研磨材事業	化学工業品事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	7,378	4,760	3,053	15,192	2,769	17,962		17,962
セグメント間の内部売上高又は振替高	6	0		6	29	36	36	
計	7,384	4,760	3,053	15,198	2,799	17,998	36	17,962
セグメント利益	266	1,197	313	1,778	109	1,887	2	1,885

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車関連事業、化成製品事業、電子機器事業及び精製事業等を含んでいる。
 2 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去が含まれている。
 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注) 3
	繊維事業	研磨材 事業	化学 工業品 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	3,723	2,476	1,592	7,793	1,338	9,131		9,131
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	0		2	16	18	18	
計	3,725	2,477	1,592	7,795	1,355	9,150	18	9,131
セグメント利益	132	637	212	983	37	1,020	0	1,020

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車関連事業、化成製品事業、電子機器事業及び精製事業等を含んでいる。
 2 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去が含まれている。
 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第2四半期連結会計期間において、固定資産に係る重要な減損損失の認識、のれんの金額の重要な変動及び重要な負ののれん発生益の認識はない。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用している。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比べて著しい変動がない。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比べて著しい変動がない。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比べて著しい変動がない。

(ストック・オプション等関係)

該当事項なし。

(企業結合等関係)

該当事項なし。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比べて著しい変動がない。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比べて著しい変動がない。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	119.27円	1株当たり純資産額	116.92円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	12,510	12,462
普通株式に係る純資産額(百万円)	12,459	12,415
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分	51	47
普通株式の発行済株式数(千株)	108,000	108,000
普通株式の自己株式数(千株)	3,528	1,812
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	104,471	106,187

2 1株当たり四半期純利益

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	3.47円	1株当たり四半期純利益	5.34円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していない。		同 左	

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
四半期純利益(百万円)	368	563
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	368	563
普通株式の期中平均株式数(千株)	106,253	105,693

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益 2.06円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していない。	1株当たり四半期純利益 2.25円 同 左

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
四半期純利益(百万円)	218	236
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	218	236
普通株式の期中平均株式数(千株)	106,252	105,325

(重要な後発事象)

該当事項なし。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度の末日と比べて著しい変動がない。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

富士紡ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 里 村 豊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪 中 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士紡ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士紡ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

富士紡ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 里 村 豊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唯 根 欣 三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士紡ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士紡ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。